

姫路市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、姫路市が行う法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「姫路市総合事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法、施行規則、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）及び姫路市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等の基準に関する要綱（平成29年1月20日制定）（以下「総合事業人員基準要綱」という。）の例による。

(事業の内容)

第3条 市長は、姫路市総合事業として、次に掲げる事業又はサービスを行う。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第一号事業）

ア 訪問型サービス（第一号訪問事業）

（ア） 総合事業訪問介護

（イ） 総合事業訪問生活援助

（ウ） 総合事業訪問型短期集中予防サービス（医療・保健専門職が居宅を訪問して専門的な指導及び助言を短期間に集中的に行うサービスをいう。）

イ 通所型サービス（第一号通所事業）

（ア） 総合事業通所介護

ウ 介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

2 姫路市総合事業のうち、総合事業訪問介護、総合事業訪問生活援助及び総合事業通所介護にあつては指定事業者により、介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）にあつては地域包括支援センターにより実施する。

（総合事業の対象者）

第4条 介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 事業対象者（介護保険法施行規則第140条の6第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1の質問項目に対する回答の結果に基づき、同告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する第1号被保険者をいう。以下同じ。）

(3) 継続利用要介護者（居宅要介護被保険者であつて、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービス（以下この号において「要介護認定によるサービス」という。）を受ける日以前に前2号のいずれかに該当し、総合事業訪問型独自サービスを受けていたもののうち、要介護認定によるサービスを受けた日以後も継続的に当該サービスを受けるものをいう。以下同じ。）

2 一般介護予防事業の対象者は、第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

（利用の手続）

第5条 居宅要支援被保険者、事業対象者及び継続利用要介護者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）は、第一号介護予防支援事業を利用しようとするときは、あらかじめ当該第一号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターの名称及び所在地を記載した届出書に被保険者証を添付して市長に届け出なければならない。

（第一号事業費の支給）

第6条 法第115条の45の3に規定する第一号事業支給費は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合に支給する。

- (1) 第一号事業を利用する者（以下「利用者」という。）が、法第58条第4項の規定により指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市長に届け出ていること又は前条第1項の規定により第一号事業を利用することにつきあらかじめ市長に届け出ていること。
- (2) 利用する第一号事業が、介護予防サービス計画又は第一号介護予防支援事業により作成される計画（以下「介護予防サービス・支援計画」という。）の対象となっていること。

2 施行規則第140条の63の2第1項第1号イ及び第3号イの規定により姫路市が定める第一号訪問事業又は第一号通所事業に要する費用の額は、別表第1に掲げる1単位の単価に別表第2に掲げる単位数を乗じて算定するものとする。

3 前項の規定により費用の額を算定した場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（総合事業訪問生活援助に係る第一号事業支給費の額）

第7条 総合事業訪問生活援助に係る第一号事業支給費の額は、前条の規定により算定した費用の額（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。

2 法第59条の2第1項に規定する所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第一号事業支給費について前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する所得の額が同項に規定する同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第一号事業支給費について第1項の規定を適用する場合においては、第1項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

（第一号事業支給費に係る審査及び支払）

第8条 市長は、第一号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を、法第115条の45の3第6項の規定により兵庫県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

(第一号事業支給費に係る支給限度額)

第9条 事業対象者の第一号事業支給費の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながる場合等、利用者の状態により市長が必要と認める場合の支給限度額は、要支援2の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90に相当する額とする。

3 法第59条の2第1項に規定する所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である事業対象者に係る第一号事業支給費について前2項の規定を適用する場合においては、これらの項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

4 法第59条の2第2項に規定する所得の額が同項に規定する同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である事業対象者に係る第一号事業支給費について第1項及び第2項の規定を適用する場合においては、これらの項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第10条 市長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行う。

2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び法第61条の2の規定を準用する。

(償還給付等の手続)

第11条 第一号事業支給費に係る償還給付及び高額介護予防サービス費等相当事業費の支給に関する手続については、市長が別に定める。

(第一号事業支給費の額の特例)

第12条 市長は、災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担することが困難なであると認める場合に、居宅要支援被保険者等の申請があるときは、第一号事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 第一号事業支給費の額の特例に関する基準及び手続は、市長が別に定める居宅介護サービス費等及び介護予防サービス費等の額の特例の取扱要領を準用する。

3 法第60条に規定する介護保険給付の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、第一号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

(指定事業者の指定の申請)

第13条 指定事業者の指定は、次に掲げるサービスに応じて、それぞれ当該各号に掲げる者からの申請に基づいて行う。

(1) 総合事業訪問介護 総合事業訪問介護に係る事業者の指定を受けようとする者

(2) 総合事業訪問生活援助 総合事業訪問生活援助に係る事業者の指定を受けようとする者

(3) 総合事業通所介護 総合事業通所介護に係る事業者の指定を受けようとする者
(欠格事由)

第13条の2 市長は、法第115条の45の5第1項の申請があった場合において、次の各号いずれかに該当するときは、法第115条の45の3第1項の指定をしてはならない。

(1) 申請者（当該申請に係る法人の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第5号において同じ。）及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第35条の4で定める使用人を含む。次号から第5号まで及び第7号から第10号までにおいて同じ。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(2) 申請者が、法又は政令第35条の2各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(3) 申請者が、政令第35条の3各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

- (4) 申請者が、保険料等（法第70条第2項第5号の3の保険料等をいう。以下この号において同じ。）について、当該申請をした日の前日までに、当該保険料等の納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- (5) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると市長が認めるものを除く。
- (6) 申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）と密接な関係を有する者（施行規則第126条の3第1項に規定する申請者の親会社等、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として同条第2項で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として同条第3項で定めるもののうち、当該申請者と同条第4項で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると市長が認めるものを除く。
- (7) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行

政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による前条各号に掲げるサービスの廃止の届出をした者（当該サービスの廃止について相当の理由があると市長が認める者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(8) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から法第70条第2項第7号の2の聴聞決定予定日までの間に施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による前条各号に掲げるサービスの廃止の届出をした者（当該サービスの廃止について相当の理由があると市長が認める者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(9) 第7号に規定する期間内に施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による前条各号に掲げるサービスの廃止の届出があった場合において、申請者が第7号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該サービスの廃止について相当の理由があると市長が認める法人を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(10) 申請者が、当該申請前5年以内に法第23条に規定する居宅サービス等又は前条各号に掲げるサービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 前項に掲げるもののほか、法第115条の45の5第1項に規定する指定については、基準を満たした指定事業者であっても、当該指定事業者を指定することにより、姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合において、市長は、当該指定事業者の指定をしないことができる。

（指定事業者の指定の更新の申請）

第14条 指定事業者の指定の更新は、次に掲げるサービスに応じて、それぞれ当該各号に掲げる者からの申請により行う。

(1) 総合事業訪問介護 第13条第1号の規定による指定事業者

(2) 総合事業訪問生活援助 第13条第2号の規定による指定事業者

(3) 総合事業通所介護 第13条第3号の規定による指定事業者

(指定の基準)

第15条 指定事業者は、総合事業人員基準要綱に従い事業を行うものとする。ただし、姫路市外に所在する事業所であって、所在する市町村において指定相当第一号事業を一体的に実施するものについては、所在する市町村が定める基準を満たしている場合は、総合事業人員基準要綱に定める基準を満たしているものとみなす。

(指定の有効期間)

第16条 法第115条の45の6第2項に規定する有効期間は、6年間とする。

2 姫路市外に所在する事業所が総合事業訪問介護に係る指定事業者の指定又は指定の更新を受ける際現に所在する市町村において第一号訪問事業（以下「所在地訪問事業」という。）に係る指定事業者の指定を受けている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該事業所に係る指定の有効期間の満了の日は、所在地訪問事業の有効期間の満了の日とする。

3 姫路市外に所在する事業所が総合事業通所介護に係る指定事業者の指定又は指定の更新を受ける際現に所在する市町村において第一号通所事業（以下「所在地通所事業」という。）に係る指定事業者の指定を受けている場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、当該事業所に係る指定の有効期間の満了の日は、所在地通所事業の有効期間の満了の日とする。

(変更の届出等)

第17条 指定事業者は、次に掲げる事由が生じたときは、事由が生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出るものとする。

- (1) 第一号訪問事業を行う場合において、当該事業の指定に係る施行規則第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）及び第5号（平面図に限る。）から第8号までに掲げる事項に変更があったとき。
- (2) 第一号通所事業を行う場合において、当該事業の指定に係る施行規則第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号（建物の構造概要を除く。）、第7号及び第8号に掲げる事

項に変更があったとき。

(3) 休止した当該指定に係る第一号事業を再開したとき。

2 指定事業者は、当該指定に係る第一号事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出るものとする。
(指導及び監査)

第18条 市長は、姫路市総合事業の適切かつ有効な実施のため、姫路市総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、姫路市総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(指定の有効期間の特例)

2 平成24年4月2日以降に介護予防訪問介護に係る事業者の指定又は指定の更新を受けた者が当該指定を受けた介護予防訪問介護の事業所と同一の事業所において一体的に運営される総合事業訪問介護に係る指定又は指定の更新の申請を行った場合は、当該指定の有効期間の満了日は、当該介護予防訪問介護に係る指定の日から6年を経過する日とする。

3 平成24年4月2日以降に介護予防通所介護に係る事業者の指定又は指定の更新を受けた者が当該指定を受けた介護予防通所介護の事業所と同一の事業所において一体的に運営される総合事業通所介護に係る指定又は指定の更新の申請を行った場合は、当該指定の有効期間の満了日は、当該介護予防通所介護に係る指定の日から6年を経過する日とする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、令和元年8月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第13条の2は、この要綱の施行の日以後にされた介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の申請について適用し、同日前にされた同項の申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月14日から施行し、改正後の姫路市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(第一号事業支給費に係る経過措置)

- 2 令和3年4月1日から、令和3年9月30日までの間は、別表第2総合事業訪問介護費の款1 訪問型サービス費Ⅰの項、2 訪問型サービス費Ⅱの項及び3 訪問型サービス費Ⅲの項、総合事業訪問生活援助費の款総合事業生活援助費の項並びに総合事業通所介護事業費の款1 通所型サービス費1の項、2 通所型サービス費 / 22の項及び3 通所型サービス費2の項に規定する単位数については、当該単位数に1001 / 1000を乗じた単位数とする。

附 則

この要綱は、令和4年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(業務継続計画未策定減算に係る経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間は、この要綱による改正後の姫路市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）別表第 2 第 1 項注 4 及び第 2 項注 4 に定める業務継続計画未策定減算については、適用しない。
- 3 この要綱の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間は、改正後の要綱別表第 2 第 3 項注 4 に定める業務継続計画未策定減算について、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合には、当該減算は適用しない。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 7 月 9 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の別表第 2 の規定は、令和 6 年 6 月 1 日以後に行われた第一号訪問事業及び第一号通所事業に要する費用の額の算定について適用し、同日前に行われた第一号訪問事業及び第一号通所事業に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 5 月 15 日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

サービス種類	1 単位の単価
総合事業訪問介護	厚生労働省大臣が定める 1 単位の単価（平成 27 年厚生労働省告示第 93 号。以下「単価告示」という。）の規定により、10 円に姫路市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額。
総合事業訪問生活援助	
総合事業通所介護	単価告示の規定により 10 円に姫路市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額。

別表第 2（第 6 条関係）

事業種別	対象者	単位数		
1 総合事業 訪問介護事業	事業対象者 、要支援 1 及び 2	1 月当たり	週 1 回程度	1, 176 単位
			週 2 回程度	2, 349 単位
		1 日当たり	週 1 回程度	39 単位
			週 2 回程度	77 単位
	事業対象者 、要支援 2	各加算及び 減算	施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号イに規定する厚生労働大臣が定める基準に準ずる。	
		1 月当たり	週 2 回を超える場合	3, 727 単位
		1 日当たり	週 2 回を超える場合	123 単位
		各加算及び 減算	施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号イに規定する厚生労働	

			大臣が定める基準に準ずる。	
2 総合事業 訪問生活援助	事業対象者 、要支援1 及び2	1回当たり	生活援助中	179単位
		※介護予防 サービス計 画・支援計 画により、 生活援助が 必要と認め られた場合 、最大週2 回まで	心20分以 上45分未 満	
			生活援助中 心45分以 上	220単位
		各加算及び 減算	施行規則第140条の63の2第 1項第1号イに規定する厚生労働 大臣が定める基準に準ずる。但し 、初回加算、生活機能向上連携加 算、口腔連携強化加算は適用しな い。	
3 総合事業 通所介護	事業対象者 、要支援1 及び2	1月当たり	週1回程度	1,798単位
		1日当たり	週1回程度	59単位
		各加算及び 減算	施行規則第140条の63の2第 1項第1号イに規定する厚生労働 大臣が定める基準に準ずる。但し 、サービス提供体制強化加算につ いて、加算対象が、事業対象者・ 要支援1については要支援2を含 むこととする。	

	事業対象者 、要支援2	1月当たり	週2回程度	3,621単位
		1日当たり	週2回程度	119単位
		各加算及び 減算	施行規則第140条の63の2 第1項第1号イに規定する厚生 労働大臣が定める基準に準ず る。	